

○天草市道路位置指定取扱要領

**第1章 総則**

**(目的)**

**第1条** この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定及び法第45条の規定に基づく私道の変更又は廃止の制限に係る事務取扱等について、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「施行令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）及び天草市建築基準法施行細則（平成24年天草市規則第16号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって道路位置指定行政の円滑な運営を図ることを目的とする。

**(用語の定義)**

**第2条** この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 道路位置指定 法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定をいう。
- (2) 位置指定道路 道路位置指定を受けた道路をいう。
- (3) 位置指定予定道路 道路位置指定を受けようとする道路をいう。
- (4) 道 路 法第42条第1項及び第2項に規定する道路をいう。
- (5) 関係宅地 位置指定道路に接して新たに宅地となる道路をいう。
- (6) 位置指定道路の変更 位置指定道路の一部廃止を伴う形状変更をいう。
- (7) 位置指定道路の廃止 位置指定道路のすべてを廃止することをいう。

**(位置指定予定道路の配置及び関係宅地の区画)**

**第3条** 位置指定予定道路の配置については、周囲の土地利用の状況及び今後の計画的な市街地形成を考慮し計画しなければならない。

- 2 関係宅地を区画し、戸建住宅の敷地として利用しようとする場合は、一区画の最小区画面積が150平方メートル以上となるように計画し、良好な住環境を確保するように努めなければならない。

**(位置指定道路の維持管理)**

**第4条** 位置指定道路の所有者又は管理者は、位置指定道路を常時適法な状態に維持するために、その道路の維持管理の方針策定や適正な登記等必要な措置を講じなければならない。

- 2 位置指定道路は、関係土地所有者の共有持分として登記するよう努めること。

**第2章 道路位置指定に係る事務取扱**

**(事前協議)**

**第5条** 道路位置指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、位置指定予定道路の築造前に、その計画内容について、市長と道路位置指定事前協議書（様式第1号）により協議しなければならない。

- 2 市長は事前協議の内容が関係法令その他の要領の規定に定める内容に適合していると認めた場合においては、申請者に道路位置指定事前協議終了通知書（様式第2号）により通知するものとする。
- 3 前項の事前協議終了通知から第7条による申請までの有効期間は1年とする。これを超える場合は改めて第1項の協議をしなければならない。

(着工時期)

第6条 申請者は、前条第2項の規定による事前協議終了通知後でなければ位置指定予定道路の築造に着手してはならない。

(道路位置指定の申請)

第7条 申請者は、道路位置指定の申請をしようとするときは、第5条の規定による協議結果を遵守し、位置指定予定道路の築造完了後に、細則第10条第1項の規定に基づき、別表に掲げる図書を添えた道路位置指定申請書(細則様式第8号)正副2通を市長に提出し審査を受けなければならない。

(道路位置指定書の交付及び公告)

第8条 市長は、前条による申請があったときにはすみやかに審査をし、審査の結果、道路位置指定について支障がないと認めた場合においては、細則第10条第2項の規定に基づき申請者に道路位置指定書(細則様式第9号)を交付し、かつ、その旨を公告するものとする。

(位置指定道路の変更又は廃止)

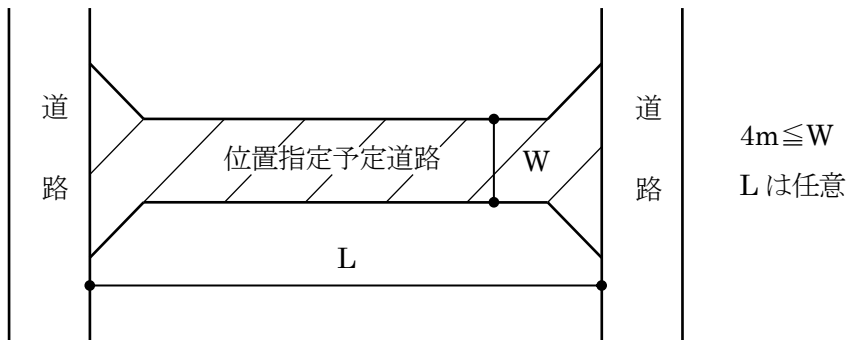
第9条 位置指定道路の延長、幅員、転回広場又はすみ切り等について、その位置を変更し、又は廃止しようとする者は、細則第11条第1項の規定に基づき、別表に掲げる図書を添えた道路位置指定の変更等申請書(細則様式第10号)正副2通を市長に提出しなければならない。

- 2 位置指定道路の変更に係る事務取扱については、第5条、第6条及び第8条の規定を準用する。
- 3 位置指定道路の廃止に係る事務取扱については、第5条及び第8条の規定を準用する。

第3章 道に関する基準

(通り抜けの原則)

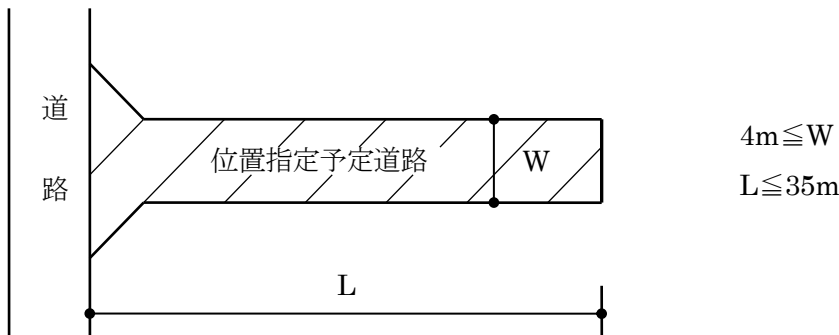
第10条 位置指定予定道路は、両端が他の道路に接続しなければならない。



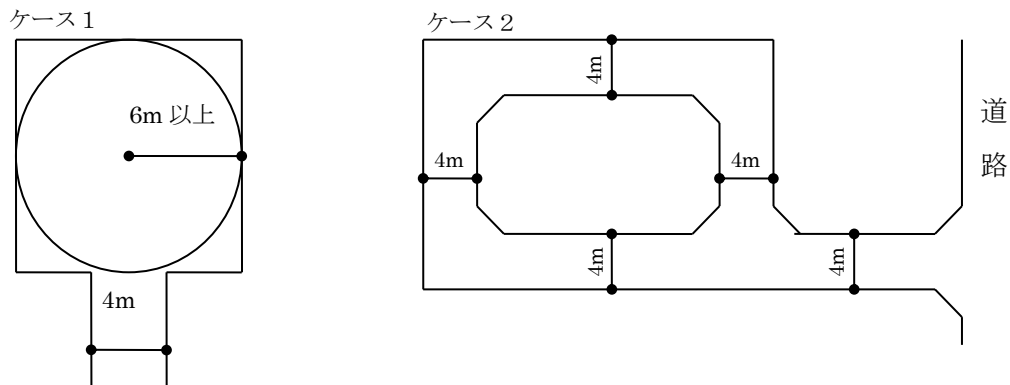
(袋路状道路)

第11条 位置指定予定道路が次の各号のいずれかに該当する場合においては、前条の規定にかかわらず袋路状道路(その一端のみが他の道路に接続したものをいう。)として道路位置指定をすることができる。

- (1) 延長が35メートル以下の場合



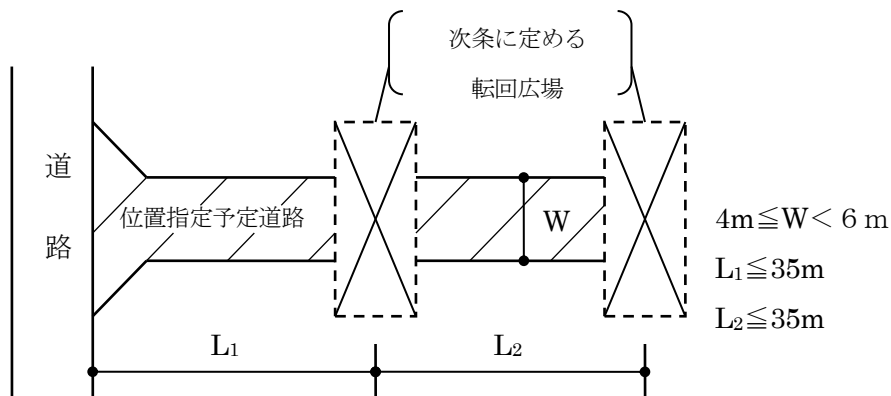
- (2) 終端が公園、広場その他自動車の転回に支障のないもの（空地として永続性が担保され、かつ、出入口にバリカー、杭その他の自動車の進入に支障となる工作物が設けられていないものに限る。）に接続し、かつ、自動車の転回のために使用することについて、その所有者又は管理者の承諾を得た場合



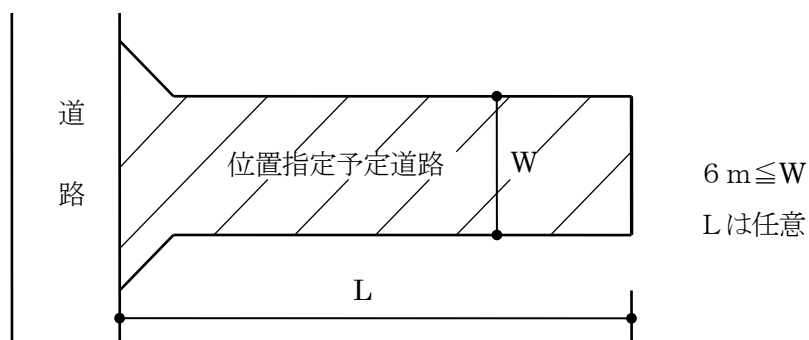
解説 ケース 1  
最大の小型四輪車（幅 1.7m、長さ 4.7m）が 2 台以上停車でき、かつ、これらの自動車の転回が可能である。

ケース 2  
自動車の転回が可能である。

- (3) 延長が 35 メートルを超える場合で、終端及び区間 35 メートル以内ごとに次条に定める自動車の転回広場が設けられているとき。

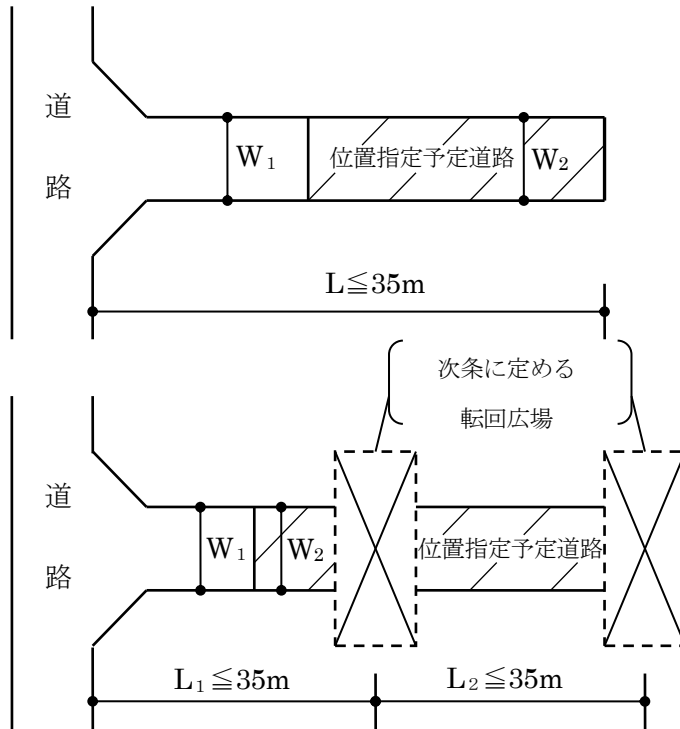


- (4) 幅員が 6 メートル以上の場合

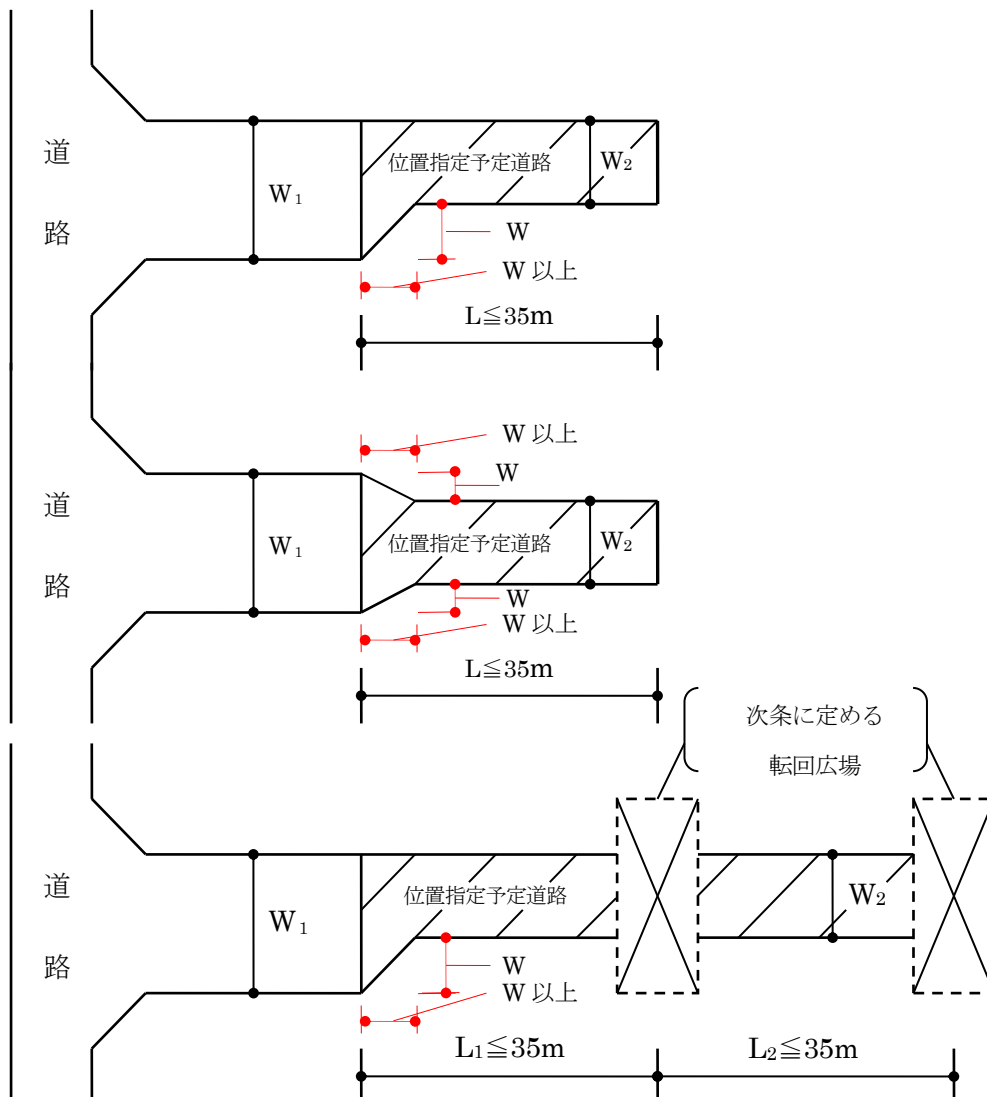


(5) 既存の袋路状道路に接続する場合で、既存部分を含め第1号から前号のいずれかに該当する場合

イ  $4\text{ m} \leq W_1 < 6\text{ m}$  で  $4\text{ m} \leq W_2 < 6\text{ m}$  のとき

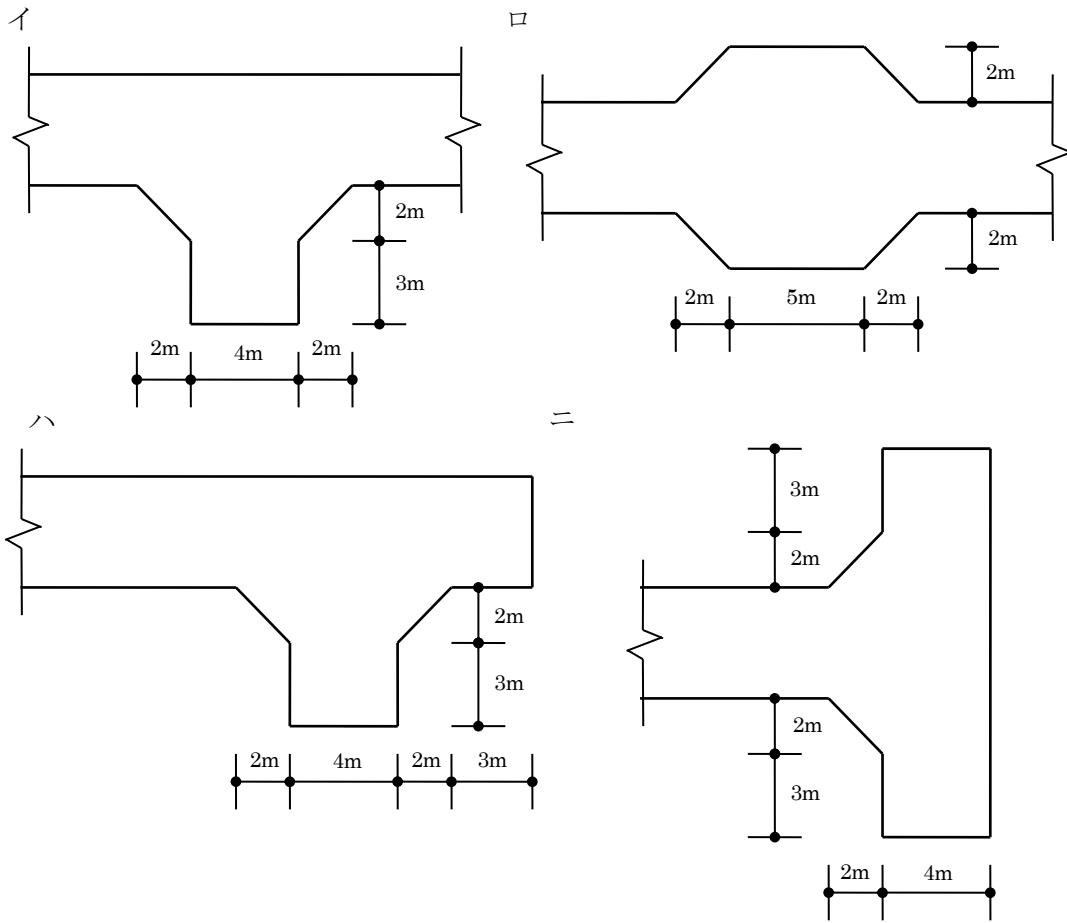


ロ  $6\text{ m} \leq W_1$  で  $4\text{ m} \leq W_2 < 6\text{ m}$  のとき



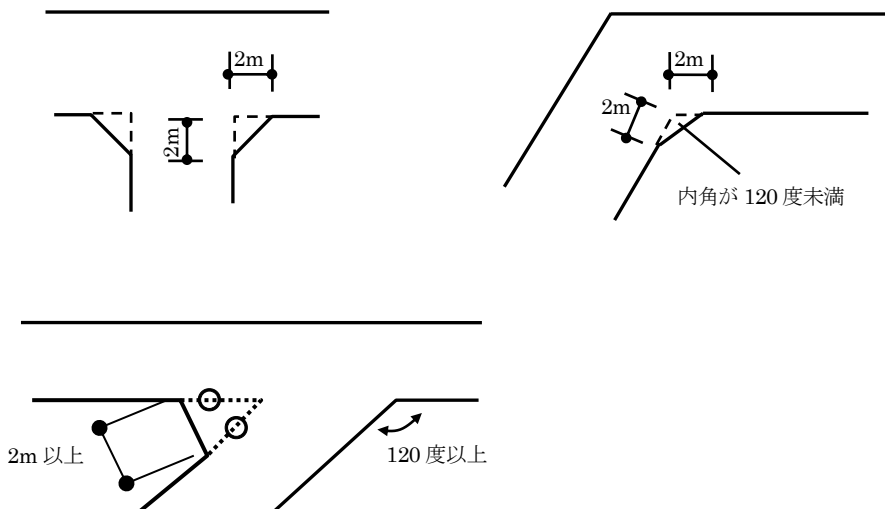
(転回広場)

第12条 自動車の転回広場は、施行令の規定により国土交通大臣が定める自動車の転回広場に関する基準（昭和45年建設省告示第1837号）に基づき、中間に設ける場合は次図のイ又はロに、終端に設ける場合はハ又はニに定めるところによるものとする。

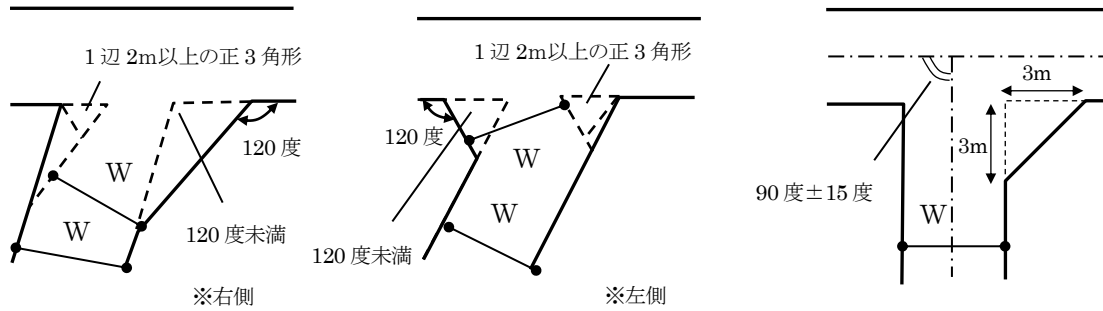


(すみ切り)

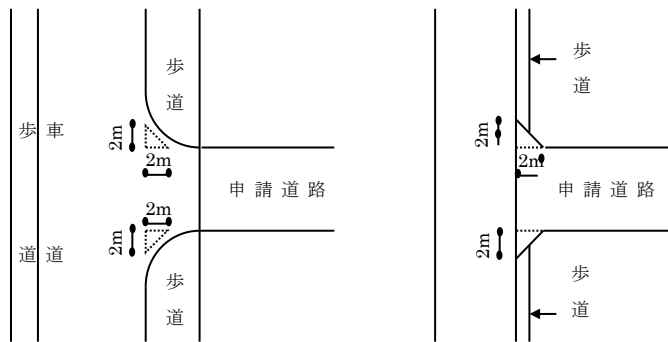
第13条 位置指定予定道路が同一平面で交差し、若しくは接続し、又は屈曲する箇所（交差、接続又は屈曲により生ずる内角が120度以上の場合を除く。）には、角地の隅角をはさむ辺の長さ2メートル以上の二等辺三角形の部分当該道路に含むすみ切りを設けなければならない。ただし、交差、接続又は屈曲により生ずる内角が60度以下の箇所に設けるすみ切りは底辺の長さを2メートル以上とする二等辺三角形とすること。



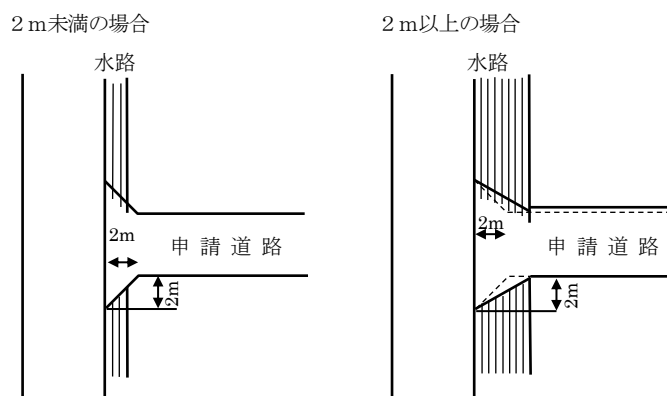
2 すみ切りを設ける場合で片側に堅固な岩、擁壁、段差、立木等があり他の道路と接続する部分の両側にすみ切りを設けることが困難な場合においては、片側の角地の隅角をはさむ辺の長さ3メートルの二等辺三角形の部分を含みすみ切りを設けるなど通行の安全上支障がないようにしなければならない。



3 すみ切りを設ける場合で接続する道路に歩道がある場合は、接続する道路の管理者と協議のうえ、歩行者等の通行の安全が確保できる位置及び長さを確保したうえで、当該道路の歩道部分を利用してすみ切りを設けることができる。

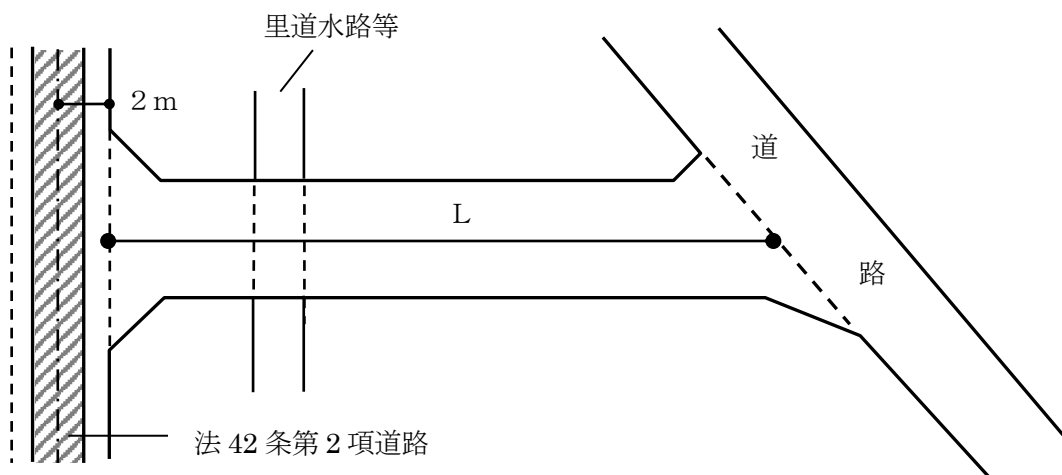
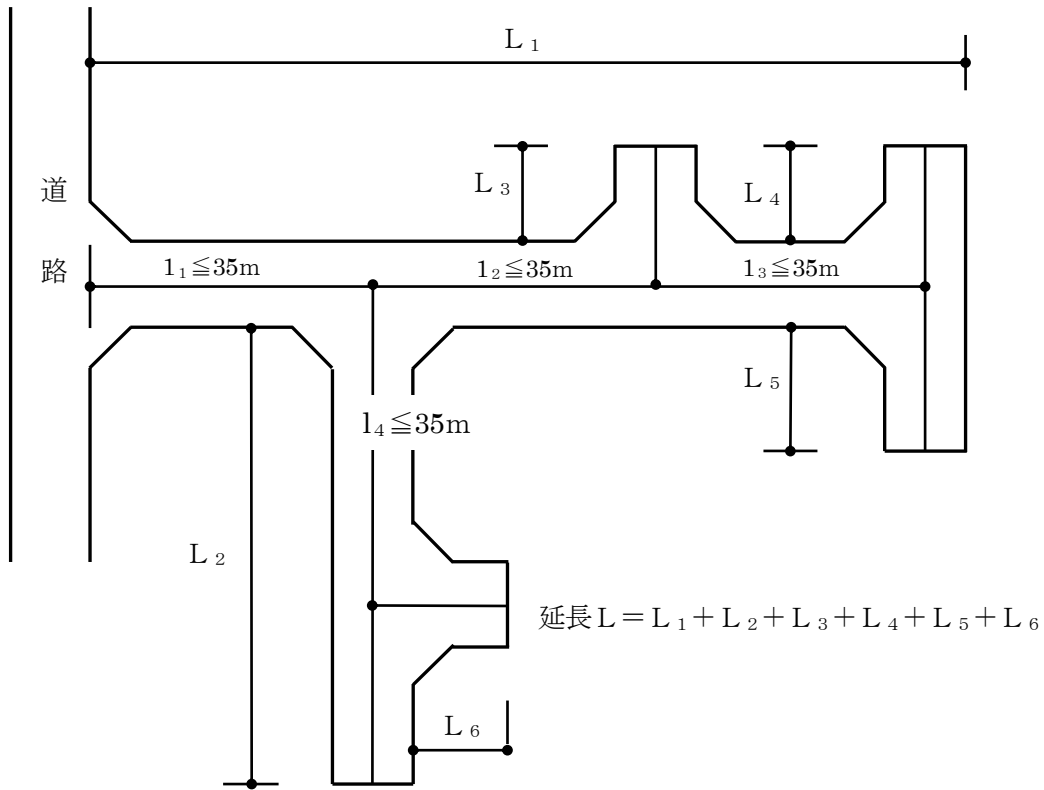


4 すみ切りを設ける場合で道路に接続する部分に河川又は水路がある場合は、当該河川又は水路部分を利用してすみ切りを設けることができる。



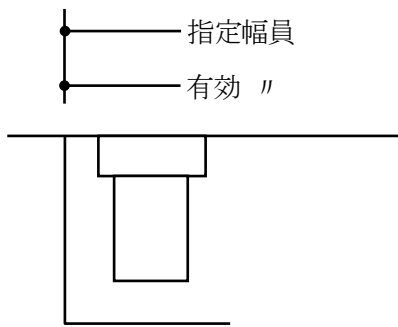
(位置指定予定道路の延長)

第14条 位置指定予定道路の延長は、道路の屈曲するごとにその接続点から道路の中心線で計測する。この場合において、位置指定予定道路に里道及び水路が含まれるときは、当該部分を位置指定予定道路の延長に算入する。

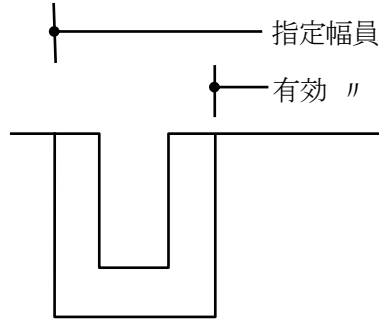


(位置指定予定道路の幅員)

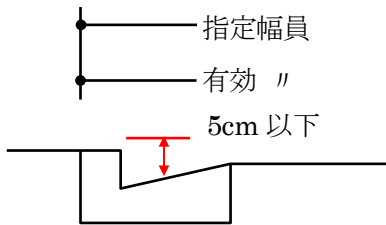
第 15 条 位置指定予定道路の幅員は、次の図に示すところにより計測するものとし、その有効幅員は4メートル以上確保しなければならない。



U型側溝（ふたあり）の場合

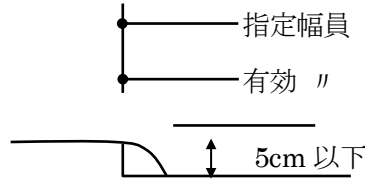


U型側溝（ふたなし）の場合

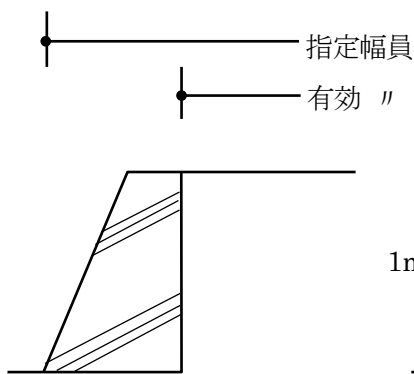


L型側溝の場合

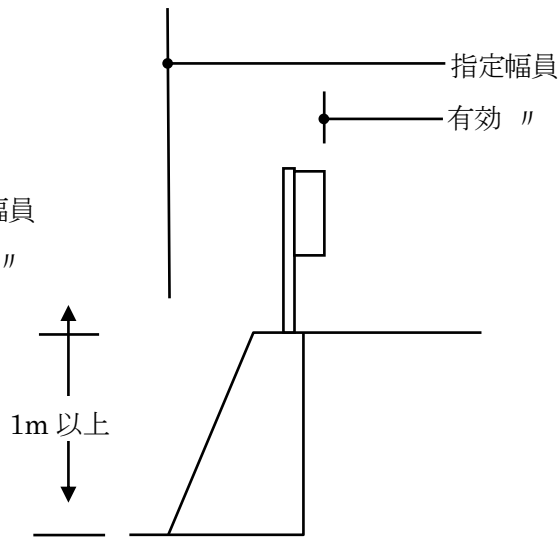
※段差が5cm超の場合は有効幅員に算入しない。



縁石の場合



擁壁の場合



ガードレール等の場合



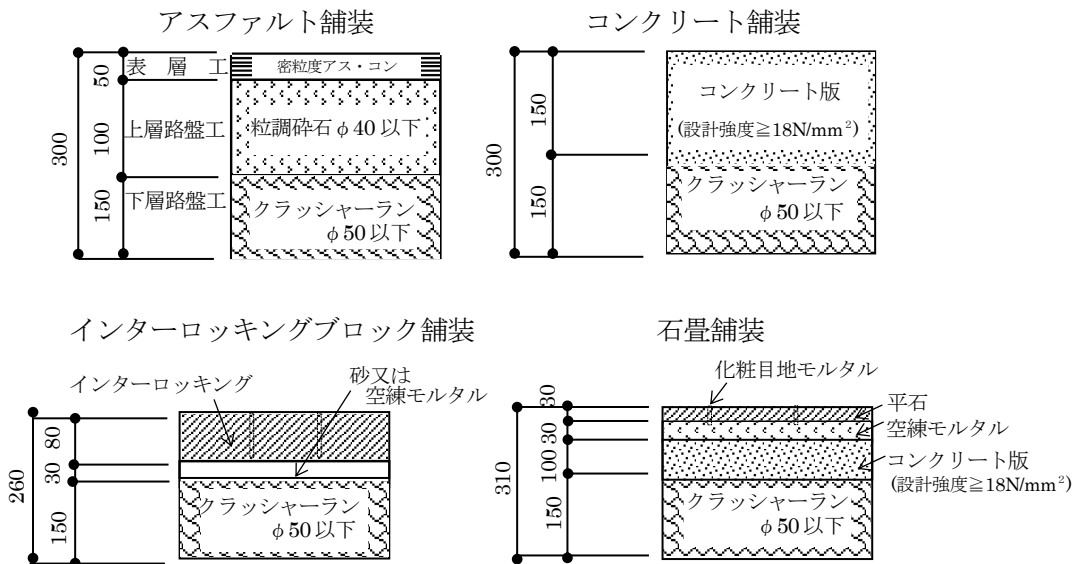
(位置指定予定道路の構造)

第 16 条 位置指定予定道路は、次の各号に定める構造としなければならない。ただし、交通上、安全上支障がないと認めた場合においては、この限りではない。

- (1) 位置指定予定道路の舗装は、以下のア～オに示すもののいずれかとする。また、舗装の標準的な仕様は、舗装断面図のとおりとし、寸法は、図示の寸法以上、使用材料は図示のもの又はこれと同等以上の性能を有するものとする。なお、詳細については、舗装設計施工指針、舗装施工便覧及び舗装設計便覧（社団法人日本道路協会発行）等に基づく設計とすること。

- ア アスファルト舗装
- イ コンクリート舗装
- ウ インターロッキングブロック舗装
- エ 石畳舗装
- オ その他市長が道の機能の維持に支障がないと認めたもの

(舗装断面図)



- (2) 位置指定予定道路がこれに接する土地等と高低差があり通行上危険を伴う恐れがあると認められる場合は擁壁（施行令第 142 条に定める構造に適合する物に限る。）を設けること。
- (3) 位置指定予定道路がこれに接する土地等より 1 m 以上高い場合など通行上の危険を伴う恐れがあるところには、ガードレール等の防護施設を設けること。

(位置指定予定道路のこう配)

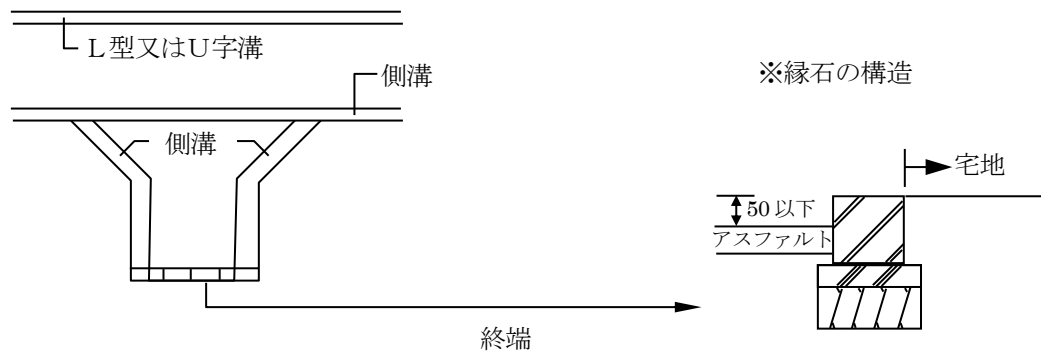
第 17 条 位置指定予定道路の縦断勾配は、12 パーセント以下であり、かつ階段状でないものとする。ただし、市長が周囲の状況により避難及び通行の安全上支障ないと認めた場合においては、この限りではない。

(排水施設)

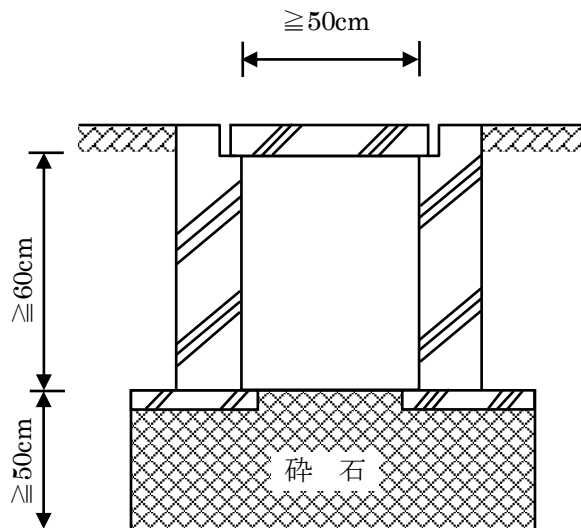
第 18 条 位置指定予定道路及び関係宅地内の排水施設は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 道路側溝は、雨水が直接位置指定予定道路の区域外に排出されないよう原則として位置指定予定道路の両側に設けること。ただし、市長が周囲の状況によりやむを得ないと認めた場合においては、片側にだけ設けることができる。
- (2) 道路側溝は、U 型側溝とすること。ただし、両側に側溝を設ける場合は片側を L 型側溝とすることができる。なお、U 型側溝の有効幅は、両側に設けるものにあつてはそれぞれ 240mm 以上とし、片側のみに設けるものにあつては 300mm 以上とすること。

- (3) 前号に規定する道路側溝は、別図に定める基準以上の構造とすること。  
 (4) 転回広場の周囲は原則U型又はL型側溝を設けること。



- (5) 道路側溝の流沫処理は、原則として排水路、河川等に接続放流とすること。ただし、排水接続可能な排水路等がない場合は、次の図に示す吸込ますを設置することにより、排水放流施設に代えることができる。この場合において、吸込枘は、道路面の雨水の一時的な処理のためのものであり、その他の排水を処理することはできない。



- イ 形状、寸法及び設置数は、側溝延長及び排水流量により有効に設置することとするが、上図の場合には、概ね道路延長が 35メートルごとに1ヶ所設置するものとする。  
 ロ 構造は、通行車両の圧力などで破損しないよう鉄筋コンクリート造とすること。

- (6) 公共下水道が整備された区域においては、汚水等を公共下水道に流すため、市下水道課と協議のうえ、必要な施設を設置しなければならない。

**(位置指定予定道路の分筆及び区画)**

**第19条** 位置指定予定道路の土地は、地目を公衆用道路として分筆しなければならない。この場合において、その境界は、他の道路と接する部分を除き道路側溝又は縁石等の構造物で区画しなければならない。ただし、擁壁の地先等やむを得ない部分は境界杭をもって替えることができる。

**附 則**

(施行日)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日前になされた熊本県道路位置指定要項第5条に基づく事前協議は、この要領によってなされた事前協議とみなす。

**附 則**

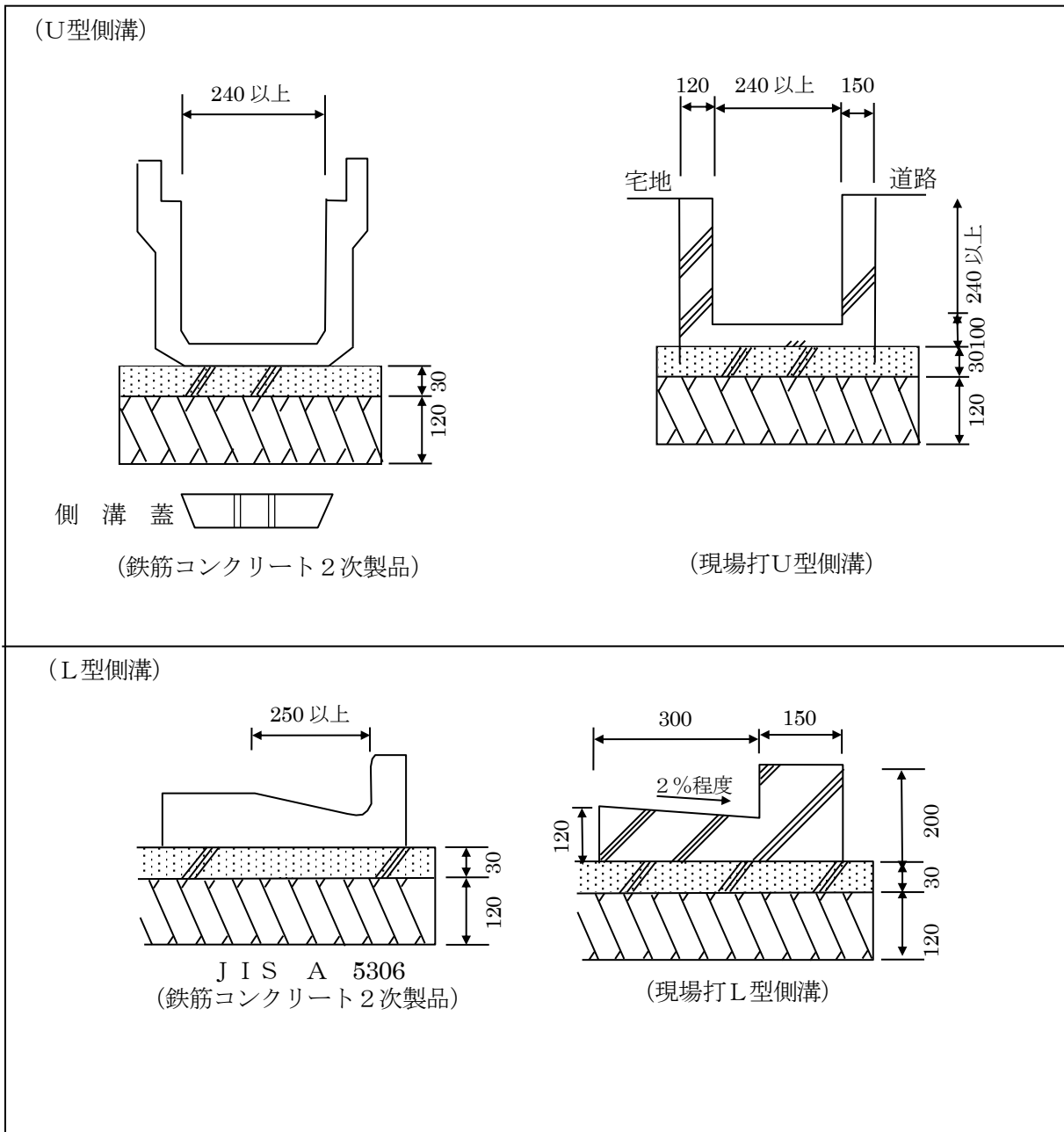
この要領は、平成30年10月5日から施行する。

別表 道路位置指定申請添付書類（第7条、第10条関係）

添付 順序	添 付 図 書	備 考
1	(イ) 新規申請の場合 道路位置指定申請書 （細則様式第8号） (ロ) 変更又は廃止申請の場合 道路位置指定の変更等申請書 （細則様式第10号）	1 申請者は、原則として指定（変更、廃止）に係る土地の所有者の中の1人とする事。 2 申請者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入し、法人の代表印を押印すること。 3 道路敷も含めて指定を受ける場合は2段書きとし、幅員が異なる場合は異なるごとに記入すること。
2	付近見取図（S：1/2,500程度）	申請部分が明確に分かれるように道路、建物、目標となる物件及び方位等を記入すること。
3	土地利用計画平面図 （S：1/250程度）	1 下記事項について明記すること。 (1)方位、延長、幅員及びすみ切り並びに転回広場の寸法 (2)接続道路の種類及び寸法 (3)排水施設の位置及び寸法（放流先までの経路を含む） (4)関係宅地の区画割、区画面積、土地の高低その他擁壁の位置等、地形上特筆すべき事項 (5)位置指定予定道路に水路及び里道を含む場合は、その位置及び寸法 (6)関係宅地の周囲に2mを超えるがけが存在する場合は、がけの高さの1.5倍の距離を離れた位置（がけライン） 2 位置指定予定道路に接する宅地に既存建築物が存在する場合は、道路斜線図など建築基準関係規定に抵触しないことを確認した図書を添付すること。 3 変更及び廃止の場合は、それ以前の土地利用計画平面図を添付すること。
4	丈量図（S：1/250程度） （廃止の場合を除く）	位置指定予定部分の土地の面積を、字図の単位（筆）ごとに求めること。
5	縦横断面図（S：1/250程度） （廃止の場合を除く）	位置指定予定道路及び関係宅地部分について作成し、がけ及び擁壁等がある場合はその位置及び寸法を明記すること。
6	構造図（S：1/50程度） （廃止の場合を除く）	位置指定予定道路部分及び排水施設について作成し、その他必要と思われる部分についても作成すること。
7	地籍図	1 位置指定予定道路部分は、他の土地と分筆すること。 2 所轄の法務局に備付けの地図（字図）から関係宅地の周辺までを転写し、転写法務局名、転写年月日、転写者氏名を記入し、押印すること。 3 位置指定予定道路を朱線で囲むこと。 4 法42条第2項の規定による道路に接続する場合は、道路後退部分も分筆すること。

8	<p>土地の現在事項証明書（土地登記簿謄本） ※副本は写しでも可。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 分筆後の位置指定予定道路部分の土地の登記事項証明書（謄本）（発行日より3ヶ月以内のもの）を添付すること。</li> <li>2 既存の位置指定道路に接続する場合は、既存部分の登記事項証明書（謄本）も添付すること。</li> <li>3 変更及び廃止の場合は、道路でなくなる部分及びそれに接する土地の登記事項証明書（謄本）も添付すること。</li> </ol>
9	<p>承諾書及び誓約書（正副とも原本とする。）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 承諾書の内容は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 承諾の住所、氏名、印</li> <li>(2) 承諾年月日</li> <li>(3) 承諾の地名地番</li> <li>(4) 承諾の内容</li> </ol> </li> <li>2 誓約書の内容は次のとおり <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 申請者の住所、氏名、印</li> <li>(2) 誓約年月日</li> <li>(3) 誓約の内容</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 承諾者は、位置指定予定道路部分の土地所有者及びその土地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利を有する者並びに当該道を施行令第144条の4第1項及び第2項に適合するように管理する者を含む。</li> <li>2 私道に接続する場合は、当該私道の所有者の承諾書を添付すること。</li> <li>3 変更及び廃止の場合は、道路でなくなる部分及びそれに接する土地の所有者等の承諾書を添付すること。</li> </ol>
10	<p>印鑑証明書 ※副本は写しでも可。 ※官公庁については公印を使用し証明書は不要。</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 申請者及び承諾書及び誓約書に押印する印は全て印鑑登録したものであること。</li> <li>2 発行日より3ヶ月以内のものであること。</li> </ol>
11	<p>位置指定予定道路が公道に接続し、又は水路、里道等を含む場合の許可書等の写し</p>	<p>境界確認、使用又は占用許可、工事施工承認、工作物の設置許可など、公共施設の管理者と必要な手続を協議すること。</p>
12	<p>放流先排水路等の管理者の同意書の写し</p>	<p>排水路等の管理者と必要な手続を協議すること。</p>
13	<p>その他の土地利用に関する規制についての許可書等の写し</p>	
14	<p>完了写真及び隠ぺい部分の施工状況写真</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 工事完了後、起終点（縁石を含む。）、転回広場、側溝及び柵等の構造がわかるように撮影すること（すみ切り、幅員などはスタッフ等をあてて撮影すること。）。 2 写真撮影位置及び方向を示した位置図を添付すること。</li> </ol>
15	<p>委任状</p>	<p>代理者によって道路位置指定の申請を行う場合は、当該代理者に委任することを証する書類</p>
16	<p>開発許可の要否協議記録（任意様式）</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 位置指定予定道路延長（既存位置指定道路に接続する場合若しくは既存関係宅地に隣接した土地を関係宅地とする場合は既存部分の延長を含む。）が60m以上、又は市長が必要と認める場合は、事前に関係課と協議すること。</li> <li>2 協議先・担当者、協議地（関係宅地を配置図に明記すること。）、協議内容等必要な事項を記載すること。</li> </ol>

別図 道路側溝の構造 (第18条関係)



# 天草市道路位置指定取扱要領の運用について

## 【運用フロー図】

